

認定職業訓練実施奨励金「付加奨励金」の支給要件が

令和元年10月1日以降に開講するコースから一部変更となりました。

令和元年10月1日以降に開講するコースからの付加奨励金の支給要件に係る雇用保険適用就職率の算定に当たっては、訓練受講者を、訓練実施機関自ら又は訓練実施機関の関連事業主に雇い入れた場合（以下「自社等就職」という。）、雇用保険適用の見込みがある労働条件になっているか確認し、さらに、雇い入れから2か月間の勤務実態も確認した上で、週労働時間が20時間未満となっていた場合は、就職した者として分子に算定しないものとします。

就職率の算定式
(※1)

$$\text{就職率の算定式 (※1)} = \frac{\text{訓練修了者のうち就職した者 (※2)} + \text{就職を理由とした中途退校者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職を理由とした中途退校者}}$$

(※1) 訓練終了日において65歳以上の者の数を分母及び分子から除外して就職率を算定します。

(※2) 「就職した」とは、訓練が終了した日から起算して3か月を経過する日までに下記となった場合をいいます。

- ・雇用保険の一般被保険者（短期雇用特例保険者と日雇労働被保険者は対象外）
- ・労働者を雇用する事業主（雇用保険の適用事業の事業主）

○自社等就職(※3)の場合

上記条件で自社等就職した者の労働条件及び2か月間の勤務実態が分かる書類（労働条件通知書（写）や出勤簿（写）、賃金台帳（写）等）を提出していただき（提出がなされない場合付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません。）、当該書類を確認の上、労働局にて「就職した者」に該当するかどうか判断することとなります。

なお、勤務実態について、週労働時間が20時間以上あるかどうか確認することとなりますが、事業主等の関与によらず、やむを得ない理由で20時間未満となってしまった場合は、当該理由について証明していただく必要があります（令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金支給申請より適用）。

(※3) 自社等就職とは、訓練受講者を訓練実施機関自ら又は訓練実施機関の関連事業主（訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。）に雇い入れる場合をいいます。

訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は、以下のいずれかの要件に該当する場合とします。

- 1 資本金の50%を超えて出資していること。
- 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること。
 - (1) 代表者が同一人物であること（個人事業主である場合も含む）。
 - (2) 取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。

支給申請に必要な書類

- ① 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式A-33）
- ② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式A-21）※¹の写し
- ③ 基本奨励金支給決定通知書（様式A-35）※²の写し（複数回支給されている場合は全て）
- ④ 認定職業訓練に係る就職状況報告書※³の写し（様式A-15）、訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書※⁴（様式A-14）の写し
- ⑤ 認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）

※**自社等就職の場合、①～⑤の書類の他に、下記⑥⑦の書類についても、訓練終了日の翌日から起算して6か月以内に追加で提出していただく必要があります（令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金支給申請より適用）。**

- ⑥ 雇用した者の労働条件が分かる書類（労働条件通知書（写）、雇用契約書（写）等）
- ⑦ 雇用した者の勤務実態が分かる書類（雇入れから2か月間の勤務実態が分かるもの出勤簿（写）、賃金台帳（写）等）

※ 1…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書

※ 2… 労働局が発行した通知書

※ 3… 訓練終了後に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出する報告書

※ 4… 就職を理由とした中途退校者の報告書も含む。

申請書提出後に、終了日から起算して3か月以内に就職した者から就職状況報告を追加回収できたなどの理由により、申請書の記入内容の修正を希望する場合、申請期限内であれば修正が可能です。

注）自社等就職の場合、⑥⑦の書類で労働条件及び勤務実態を確認した上で就職率を計算し、支給決定を行います。⑥⑦の書類を提出できない場合、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません。

また、勤務実態について、週労働時間が20時間以上あるかどうか確認することになりますが、事業主等の関与によらず、やむを得ない理由で20時間未満となってしまった場合は、当該理由について証明していただく必要があります（令和元年10月1日以降に開講するコースに係る付加奨励金支給申請より適用）。

なお、⑥⑦の書類については、自社等就職ではあるが、付加奨励金支給に係る雇用保険適用就職率の算定において就職した者として申請しない場合は、提出する必要はありません。

自社等就職者が雇用保険被保険者となる勤務実態があるか否かについては、ハローワークの雇用保険担当部門と連携して確認・審査を行います。審査の結果、雇用保険資格取得を取り消す場合があります。なお審査に当たっては、雇用保険担当部門から連絡させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

▶ 各種申請書は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html)

